# 公益社団法人あおもり農業支援センターの取組方針

#### 1 基本的な考え方

- (1)公益社団法人あおもり農業支援センター(以下「支援センター」という。)は、 青森県における農業の持続的発展の一翼を担うため、次の3対策に取り組みます。
  - ① 農地の利用調整と集積・集約の促進
  - ② 農業の担い手の確保・育成
  - ③ 畜産の生産基盤の整備
- (2) これらの対策は、国土の利用・整備や環境の保全、地域社会の健全な発展といった公益的な役割を有しており、その実施に当たっては、県民からの信頼と税制面で優遇措置が得られるよう、公益法人としての組織を維持していきます。
- (3) また、実施事業の多くは、国・県・市町村からの助成金、あるいは県が損失分を 補償する借入金、即ち県民の負担によって賄われていることから、取組内容を広く 県民に周知して理解と協力を得ていきます。
- (4) さらに、県が推し進める施策展開における具体となる実践や、協力などの役割を 担っていくこととし、そのため常に県と連携を図っていきます。

### 2 推進方策

### (1)農地の利用調整と集積・集約の促進

- ① 食料を巡る国際化が進む中で、特に農地の規模が経営を大きく左右する稲作や畑 作など土地利用型農業においては、家族経営、法人、集落営農を問わず、経営単位 での農地の集積・集約が重要となります。
- ② このため、支援センターでは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく県の「農地中間管理機構」の指定を受け、出し手から規模縮小や離農などで提供された農地をできるだけ集約して受け手となる担い手に貸し付け、経営規模の拡大と生産コストの低減を図っていきます。

- ③ その実施に当たっては、県をはじめ、一般社団法人青森県農業会議、青森県土地 改良事業団体連合会及び青森県農業協同組合中央会と連携して進めていきます。
- ④ また、農地の状況は、市町村や農業委員会をはじめ、土地改良区、農協等がより 把握していることから、支援センターの業務の一部を市町村等に委託することで、 関係機関・団体が総力をあげて構造改革に取り組む体制を構築していきます。
- ⑤ 一方で、売買による規模拡大を進める農業者もいることから、農地中間管理事業の特例事業である農地売買等事業にも取り組むこととし、県が定める担い手への農地利用集積面積の相当部分を支援センターが担っていきます。

#### (2) 農業の担い手の確保・育成

- ① 本県では、農業従事者の高齢化や減少が続いており、農業を永続的に振興してい くためには、青年を主体とした新規就農者の確保が課題となっています。
- ② こうした状況を踏まえ、支援センターでは、県が整備した「青森県農業経営・就 農サポートセンター」の事務局をはじめ、就農相談窓口や農業の求人斡旋を進める ために国が許可している「無料職業紹介所」等の役割を担っていきます。
- ③ 具体的な取組として、「青森県農業経営・就農サポートセンター」では、事務局として、関係機関・団体との連絡調整や専門家派遣に係る経費の支払いのほか、広報活動等を行います。
- ④ また、就農相談では、窓口の設置による日常的な相談対応のほか、県内外で 実施される関連イベントでの就農相談会の開催などを行います。
- ⑤ さらに、「無料職業紹介所」では、県内農業法人等の求人情報を収集し、その情報を基に求職者への斡旋活動を行うほか、冬期間における農業者の就労対策として、 秋季に農業関連企業から求人情報を収集して農業法人等へ情報提供するなど、労働力のマッチングを実施します。

## (3) 畜産の生産基盤の整備

- ① 本県は、畜産の意欲的な担い手や広大な草地を有し、今後とも畜産主産地として 発展していくことが可能であり、そのためには、環境汚染の防止を図りながら畜産 経営の合理化と畜産産地としての再編整備を進めていく必要があります。
- ② こうした課題を解決していくため、前身の公社時代から蓄積したノウハウを生か

して、草地の造成や、畜舎・排せつ物処理施設、高性能機械等の整備を計画的に進める「公社営畜産基盤整備事業(公共事業)」を実施します。

③ この場合、整備計画を策定する県の指導の下に、畜産農家の意向を踏まえ、市町村との連携を濃密に行いながら、施設や機械の整備が畜産経営の効率化と畜産の産地強化に資するよう取り組んでいきます。

# 3 役職員の業務対応

- (1)業務上の基本精神は、「常なる変革」、「誠実・着実」、「スピード重視」とします。
- (2) 役職員は、業務を進めるに当たって、受益者視点を最大原則にし、常に県民並び に公社等点検評価委員会など第三者機関からの意向、意見を尊重します。
- (3)特に、農地中間管理機構については、法律に基づき設置する評価委員会から出される農地中間管理事業の実施状況に関する評価・意見を十分踏まえた事業の推進を 図ります。
- (4) また、役職員は、誠実、着実に業務を推進するとともに、日頃から支援センター 経営・業務の改善に意欲的に取り組みます。
- (5) 支援センターが県民負担で成り立つ団体であることを肝に銘じて、県民への説明 責任を重視することはもとより、役職員としての法令順守、いわゆるコンプライア ンスを徹底し、ホームページの充実等により情報の積極的な開示にも努めていきま す。